



市国運協 第 1 号
令和 7 年 12 月 19 日

市川市長 田 中 甲 様

市川市国民健康保険運営協議会
会 長 栗 林 隆

市川市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

令和 7 年 12 月 18 日付 市川第 20251121-0110 号で諮問のありました市川市国民健康保険税条例の一部改正について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

国民健康保険税の新たな課税分（子ども・子育て支援納付金課税額）に係る課税方式及び保険税率について

原案のとおり改正することが、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する点から考えて、適当であると判断する。

- 【原案】
- ①課税方式を「2方式」とする。
 - ②所得割の税率を「0.23%」とする。
 - ③均等割の課税額を「2,000円」とする。
 - ④18歳以上均等割の課税額を「100円」とする。